

令和8年度藤沢市湘南台文化センターこども館博物館学芸員実習受入要領

藤沢市湘南台文化センターこども館（以下単に「こども館」という。）では、博物館活動の一環として、学芸員資格の取得を希望する学生に実習の機会を与え、博物館に関わる人材を育成に資することを目的に博物館学芸員実習を例年実施している。令和8年度についても、次に定めるところにより実施する。

1 博物館としてのこども館

こども館は、神奈川県博物館協会に加盟しているが、博物館法第2条第1項に規定する「博物館」及び同法第31条に規定する「博物館に相当する施設」には該当しない。博物館の区分としては法定外の「博物館類似施設」になることから、学芸員の資格取得のために必要な博物館法施行規則第1条第1項に規定する博物館に関する科目の単位を修得するための博物館実習（以下単に「博物館実習」という。）として位置付けるためには、各大学からこども館を同施行規則第2条1項に規定する「大学においてこれに準ずると認められた施設」として認定することが必要となる。博物館実習として受け入れる際には、その認定の事実を確認する必要がある。

2 実施概要

令和8年度の博物館実習の実施概要は、次のとおりとする。

(1) 期 間

2026年（令和8年）7月30日（木）から8月9日（日）までの期間で行う。

ただし、8月4日（火）は博物館実習の休日とするため、実施する実日数は、10日となる。

(2) 時 間

午前8時30分から午後5時まで（うち、昼食時間として1時間の休憩を取る。）を基本とする。

(3) 内 容

こども館の博物館実習の内容は、次のアからウまでにより構成する。

ア 講義

展示、宇宙劇場及びワークショップの各担当の事業を知り、こども館全体の運営を学ぶ。

イ 実務実習

こども等の来館者の対応を中心に現場での実務実習を行う。

ウ レポートの提出

博物館実習の最終日にこども館での講義及び実務実習で得た知識をいかせる内容の課題について、提出締切日（8月16日（日））までにレポートを作成してこども館に提出する。

(4) 費 用

博物館実習の費用は、無料とする。

(5) 定 員

4人

(6) 担当者

佐野 真由美、森 大二郎

3 申込期間及び対象者

令和8年度の博物館実習の申込期間及び対象者は、次のとおりとする。

(1) 申込期間

こども館は、藤沢市立の施設であること及び前条5項の規定のとおり実習生の定員が少人数に限られることから、藤沢市に在住し、又は藤沢市内の大学に在学している者を優先とした申込期間（以下「市内優先申込期間」という。）を設ける。また、市内優先申込期間中に定員にならなかった場合は、藤沢市外に在住し、又は藤沢市外の大学に在学している者も申し込める期間（以下「一般申込期間」という。）を設ける。

市内優先申込期間及び一般申込期間は、次のとおりとし、定員になり次第終了とする。

ア 市内優先申込期間 1月28日（水）～2月3日（火）

イ 一般申込期間 2月6日（金）～4月2日（木）

(2) 対象者

次のアからエまでの要件をいずれも満たす者又は特別にこども館管理事務所長の許可を受けた者

ア 大学で博物館実習を除く博物館法施行規則第1条に定められた博物館に関する科目の単位を履修済みの者又は博物館実習の実施年度において履修見込みの者であること。

イ こども館の利用経験がある者であること。

ウ こども館に理解又は興味のある者であること。

エ 市内優先申込期間内又は一般申込期間内に電話で打診を行い、速やかに申込手続きが行える者であること。

4 申込手続等

申込手続等については、次の(1)から(3)までの流れで行う。

(1) 博物館実習希望者からの電話での打診

博物館実習を希望する者は、市内優先申込期間内又は一般申込期間内に博物館実習担当者へ電話を掛けて申込みに係る必要事項の確認を行う。

(2) 各大学からの必要書類の提出（申込手続）

前号の確認の結果、博物館実習の対象者の要件を備えていると認められた者は、在籍する大学から次のア及びイの書類（様式は、任意）を速やかにこども館へ提出する。

ア 博物館実習の受入れに係る依頼文

イ 写真付きの博物館実習を希望する者の履歴書（必ず希望理由を記載すること）

(3) こども館からの受入承諾の回答

2026年（令和8年）5月末までにこども館から博物館実習の受入れについての回答を書面で各大学に送付する。

5 実習生の評価

各大学の求めに応じて対応する。

6 実習生及び実習生が在籍する大学に対しての注意事項

博物館実習を受けるに際しての注意事項は、次の(1)から(5)までのとおりとする。

- (1) 博物館実習に伴う必要な保険は、実習生又は実習生が在籍する大学が各自の責任で加入すること。
- (2) 博物館実習中に実習生の不適切な態度や行動が認められた場合は、その時点をもって博物館実習を中止することがあること。
- (3) 実習生が博物館実習中に被った事故及び災害については、業務内外の別を問わず、こども館は一切の責任を負わないこと。
- (4) 実習生に起因する事由でこども館又は第三者が損失又は損害を受けた場合は、実習生及び実習生が所属する大学が賠償すること。
- (5) 博物館実習中に知り得た個人情報等の博物館実習に係る情報以外の情報は、博物館実習中及び博物館実習後にかかわらず、他人に漏らしてはならないこと。

7 添付資料

令和8年度 こども館博物館実習日程

以 上